



浪速大學學報 第37号

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-06-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/9413

浪速大學 學報

昭和三十年三月一日(火曜日)

第三十七号

浪速大學事務局

規則

浪速大學農業短期大學部教授會規程を次のように定める。

昭和三十年二月八日

浪速大學長 堀 場 信 吉

浪速大學規則第四十号

浪速大學農業短期大學部教授會規程

- 第一条 教授會に関する事項は、浪速大學農業短期大學部學則に定めるものの外、この規程による。
- 第二条 教授會は、本學部専任の教授をもつて組織する。
- 2 部長は、教授會の承認を得て、専任の助教授又は常勤講師を教授會に加えることができる。
- 3 前項による助教授及び講師は、人事に関する事項を議決する場合には、これに加えることができない。
- 第三条 教授會出席者の身上に関する事項を議する場合には、議長は、その者の退席を求めることができる。
- 第四条 部長は、必要があると認めるときは、第二条の構成員以外の職員を教授會に出席させ、意見を述べさせることができる。但し、表決に加えることができない。
- 第五条 教授會は、次の事項を審議する。
 - 一 部長及び評議員の選挙に関する事項
 - 二 本學部に関する諸規則の制定改廃に関する事項
 - 三 學科及び學科目の種類並びに編成に関する事項
 - 四 学生の成績評価に関する事項
 - 五 入学、退學、転學、転科、休學及び卒業に関する事項
- 六 学生の補導厚生に関する事項
- 七 学生の懲戒に関する事項
- 八 學術及び研究に関する事項
- 九 本學部教員の選考に関する事項
- 十 その他本學部の運営上重要な事項
- 第六条 次に掲げる事項については、部長は教授會の意見を聞かなければならない。
 - 一 予算の新規要求に関する事項
 - 二 本學部の予算執行に関する事項
 - 三 その他部長が必要と認めた事項
- 第七条 部長が事故のため教授會に出席できないときは、あらかじめ部長の指名したものが議長となつてその職務を代行する。
- 第八条 教授會は、構成員三分の二以上の出席がなければ、開くことができない。
- 第九条 教授會構成員三分の一以上のものから要求があつた場合には、部長は會議を招集しなければならない。
- 第十条 議決は、出席者の過半数で決めることを原則とするが、特に重要事項議決の場合は、出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。
- 第十一条 留學、出張その他の事由により、引続き二か月以上教授會に出席できない者があるときは、その期間、その者を構成員の員数から除外することができる。
- 第十二条 部長は、教授會の事務を処理するため、指名する事務職員を出席させることができる。
- 第十三条 議事録は、議長が保管し構成員の要求があるときは、これを呈示しなければならない。
- 第十四条 本規程実施に関する細則は、教授會の承認を経て、部長が之を定め

る。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

浪速大学農業短期大学部長選考内規を次のように定める。

昭和三十年二月八日

浪速大学長 堀 場 信 吉

浪速大学規則第四十一号

浪速大学農業短期大学部長選考内規

第一条 浪速大学農業短期大学部學則第八条による部長の選考は、この内規に定めるところによる。

第二条 教授会は、次の場合に部長予定者を選考する。

一 部長任期満了のとき。

二 部長が辞任を申し出たとき。

三 部長が欠けたとき。

第三条 部長予定者の選考は、任期が満了する場合はその三十日前までに、辞任を申し出たとき又は欠員となつたときは、すみやかに行う。

第四条 教授会は、本学部専任の教授、助教授及び常勤講師に、部長予定者の候補者の推薦を求めることができる。

2 前項の場合においても、推薦された候補者以外の者につき、選挙するも妨げない。

第五条 部長予定者の選考は、選挙によるものとする。

第六条 教授会は、あらかじめ選挙の期日及び場所を定めて、選挙資格を有する者に通告しなければならない。

第七条 選挙資格を有する者は、前条通告の日に、本学部の教授である者とする。

2 選挙資格を有していた者が、選挙の日までに教授でなくなつたときは、選挙資格を失う。

第八条 被選挙資格を有する者は、本学部または本学の教授である者とする。

第九条 部長選挙に関する事務は、教授会が管理する。

第十条 教授会は、選出された部長予定者を学長に報告する。

附 則

1 この内規は、昭和三十年三月一日から施行する。

2 この内規施行の際、現に部長の職にある者は、その任命又は選挙された日をもつて、この内規により選挙されたものとみなす。

浪速大学入学試験運営委員会規程を次のように定める。

昭和三十年三月一日

浪速大学長 堀 場 信 吉

浪速大学規則第四十二号

浪速大学入学試験運営委員会規程

第一条 本学の入学試験に関する企画ならびに実施の円滑を期するために、浪速大学入学試験運営委員会（以下委員会という。）をおく。

第二条 委員会は、各学部（短期大学部を含む。以下同じ。）長、各学部選出の教授一名又は教務委員長、事務局長および学生部長をもつて組織する。

第三条 委員は学長がこれを命ずる。

第四条 委員会に委員長、副委員長各一名をおく。
委員長は学長をもつて充て、副委員長は委員中より毎年委員会の同意を得て、学長がこれを命ずる。

第五条 委員の任期は一年とし重任を妨げない。

2 中途更迭の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第六条 委員長は会議を招集してその議長となる。
副委員長は委員長不在のときその職務を代行する。

第七条 委員会は、必要に応じて各種専門委員を置くことができる。
専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

附 則

一 この規程は公布の日から施行する。

二 この規程施行の際現に浪速大学入学試験委員であるものは、この規程に

より任命されたものとみなす。但し、その任期は、第五条の規定にかかわらず、次年度委員が任命されるまでとする。

浪速大学学位規程を次のように定める。

昭和三十年三月一日

浪速大学長 堀 場 信 吉

浪速大学規則第四十三号

浪 速 大 学 学 位 規 程

(目 的)

第一条 この規程は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第十一条の規定に基いて、本学の学位に関する事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第二条 本学が授与する学位は、博士及び修士とし、その種類は別に定めるところによる。

(学位授与の要件)

第三条 修士の学位は、大学院修士課程に二年以上在学し、所定の科目について三十単位以上を修得し、博士の学位は、博士の課程に三年以上在学し、所定の科目について二十単位以上を修得し、研究科委員会（以下委員会という。）の行う学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。

2 博士の学位に限り、前項に定める博士課程を経ずして、博士論文を提出し、委員会の行う論文審査及び試験に合格した者に対しても、授与することができる。

(学位論文の提出)

第四条 修士の学位論文審査を申請しうる者は、大学院在学者で、すでに所定の単位を修得した者又は論文審査の終了までに所定の単位を修得しうる見込ある者に限る。

第五条 前条により学位論文の審査を申請しようとする者は、論文に申請書を添えて、当該研究科長へ提出するものとする。

2 学位論文は、主論文一編とする。但し、参考論文を添付することができる。

3 論文提出の期限は、当該研究科で定める。

4 いったん提出した論文は返付しない。

第六条 論文の用語は、各委員会で定める。

(学位論文の審査及び最終試験)

第七条 学位論文の審査は、各委員会においてその専攻に依じて審査委員会を設けてこれを行う。

2 審査委員会は、当該専攻課程の指導教授を主査とし、他に委員会の指定する教授二名以上（以下審査委員という。）をもつて組織する。但し、必要があれば助教教授又は講師を加えることができる。

第八条 審査委員は、前条論文の審査と同時に論文を中心としてその関連科目について最終試験を行う。

2 最終試験は、口頭及び筆答試問とする。

第九条 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の成績を委員会に報告する。

第十条 委員会において必要と認めるときは、論文の副本、邦訳又は模型、標本等を提出させ、場合により論文提出者に対して、論文の内容について説明を求めることができる。

第十一条 委員会は、審査委員会の報告に基いて学位論文及び最終試験の可否を判定する。

第十二条 前条により可否を決定する場合は、委員三分の二以上出席し、出席委員三分の二以上の賛成を必要とする。

第十三条 委員会において可否を決定した場合、研究科長は、論文に審査の要旨及び最終試験の成績を添付し、学長に報告しなければならない。但し、不合格のものについては審査の要旨の添付を省略することができる。

(学位の授与)

第十四条 学位の授与は、別に定める様式の学位記を交付する。

(学位の名称)

第十五条 本学から学位の授与を受けた者が学位の名称を用うる場合は、次のように本学名を附記するものとする。

○博士（浪速大学）又は○博士（浪速大学）

(学位授与の取消)

第十六条 不正の方法によつて学位の授与を受けた事実があると判明したと

様式一

学位記
 氏名
 本籍(府県名)
 年月日生
 本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので○○修士の学位を授与する

年 月 日
 浪 速 大 学

様式二

学位記
 氏名
 本籍(府県名)
 年月日生
 本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を履修し学位論文○○題名○○の審査及び最終試験に合格したので○○博士の学位を授与する

年 月 日
 浪 速 大 学

様式三

学位記
 氏名
 本籍(府県名)
 年月日生
 本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を履修し学位論文○○題名○○を提出し所定の審査及び試験に合格したので○○博士の学位を授与する

年 月 日
 浪 速 大 学

き、学長は、当該委員会の議を経て学位を取消することができる。

2 委員会が前項取消の議決を行う場合の出席者数その他については、第十二条の規定を準用する。

附 則

第十七条 この規程は、昭和三十年二月一日から適用する。

第十八条 この規程の施行について必要な事項の細則は、当該委員会の議を経て研究科長が定めることができる。

辞 令

○昭和三十年一月三十一日

大阪府立大学教授 館山 実

願により本職を免する

大阪府立大学教授 林 忠夫

○昭和三十年二月一日

大学教授 加納 利博

大阪府立大学教授に任命する

三級に叙する

浪速大学助手を命ずる

(頭書)級号俸を給する

○昭和三十年二月九日

大阪府立大学教授 斎藤 省三

浪速大学工学部長に兼ねて補する

○昭和三十年二月十日

大阪府立大学教授 児玉 元一

浪速大学工業短期大学教授に補する

学 内 報

(一) 教育職員免許法による資格認定について

教育職員免許法第五条別表第一備考第一号の二の規定によつて、左記のとおり、本学の正規の課程を、免許状授与の所要資格を得させるため適当な課程として、文部大臣から認定され、昭和二十九年四月一日から適用された。

記

浪速大学	第一部	中学校教諭免許状	職業
	第二部	高等学校教諭免許状	工業
浪速大学工業	第一部	中学校教諭免許状	職業
	第二部	高等学校教諭免許状	工業
浪速大学農業短期大学部	第一部	中学校教諭免許状	職業
	第二部	高等学校教諭免許状	工業
農短	第一部	中学校教諭免許状	職業
	第二部	高等学校教諭免許状	工業
工短	第一部	中学校教諭免許状	職業
	第二部	高等学校教諭免許状	工業

農短 文部省告示第百号 昭和二九、一二、七 官報
工短 文部省告示第三号 昭和三〇、二、八 官報

(二) 大学院設置審議会委員の实地視察について

本学大学院(工学—博士課程、農学—修士課程)の設置については、かねて文部省に申請中であったが、二月十六日、橋本孝、中西不二夫、明日山秀文三委員は、文部省の荒木視学官、原田事務官と共に来学され、関係学部の実地視察が行われた。